

# 一般財団法人 野間文化財団 奨学金給付規定

第一条 当財団は定款第四条第五号に基づき国立私立の大学院に入  
学した学生に奨学金を給付するものとする。

第二条 給付生総数は三十名以内とする。

第三条 奨学生への奨学金給付の開始は、採用を決定した年の六月  
からとし、総計一年十カ月（二十二月分）の給付とする。

第四条 給付金額は一名に付、一カ月、金四万円とする。  
給付は三月、六月、九月、十二月の定められた日に、当財団  
事務局から奨学生に三カ月分を手渡しするものとする。  
但し最終給付の十二月のみ四カ月分を給付する。

第五条 奨学生は左の各項に該当する者から之を選考する。  
一、 人格高潔 志操堅固であること  
二、 学業成績優秀であること  
三、 身体強健であること  
四、 家庭の資力が乏しいこと

第六条 奨学生は毎年四月、国立私立大学院に委嘱し、第五条に該当  
する者二名ないしは三名の推薦を得て面接の上、理事が選考  
する。但し推薦には次の書類を添付すること。

- 一、 学校長の推薦書
- 二、 履歴書（写真貼付）
- 三、 身上書・自己紹介（所定用紙）
- 四、 成績証明書
- 五、 大学院での研究テーマに関する九〇〇字以上、一〇〇〇字以  
内の論文

第七条 給付を許可された者は誓約書を提出すること。

第八条 左記各項の一に該当する者は給付を中止する。

- 一、 成績不良となった者
- 二、 品行不良となった者
- 三、 放校または除名の処分を受けた者
- 四、 大学院を中途退学した者

第九条 休学等の場合は給付をその期間停止する。

第十条 奨学金は自己の都合により中途で辞退することができ。

第十一条 奨学生は年一回、十二月の給付日に、研究内容・近況等を記  
した一〇〇〇字程度のレポートを当財団事務局に提出する。

第十二条 第四条に定める奨学金給付指定日への出席、および第十一条  
に定めるレポート提出を怠る者には、奨学金給付を停止する  
ことがある。

第十三条 奨学生は、給付期間中、住所変更その他一身上に変化のあつ  
た場合、その都度速やかに当財団事務局へ届け出ること。

（二〇一三年四月）